○流山市地区計画等の案の作成手続に関する条例 平成2年3月30日条例第14号

流山市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第16条第2項の規定により、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

- 第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - (1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域
 - (2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に 供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするとき は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日ま でに、意見書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。